

額が確定次第、追給等の措置を行うこととして、同日付で本件処分を行った（甲2及び乙6）。

本件処分通知には、次のとおり記載されていた（甲2）。

「保護決定（変更）通知書

生活保護法による保護を次のとおり変更したので通知します。

1 保護の種類及び支給額

（記載なし）

2 扶助金支給日

定例支給日は毎月5日（休日のときはその前日）

3 保護の変更の時期

平成30年4月1日

4 変更の理由

生活保護費を非計上とします。

4月5日（生活保護費支給日）までに挙証資料を提出してください。

挙証資料：収入申告書にある就労先[]の給与明細」

- (4) 処分庁は、同年4月10日、依然として審査請求人から給与明細書の提出がないため、法第27条第1項の規定に基づく文書指導を行うこととした。
- (5) 処分庁は、同月11日、審査請求人宅を訪問した。審査請求人が不在であったため、郵便受けに文書を投函するとともに、同日付けで簡易書留により同じ文書を発送した（甲1）。
- (6) 審査請求人は、同月19日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求め、本件審査請求を提起した。
- (7) 処分庁は、同年6月6日、審査請求人の雇用主からあった収入に関する調査に対する回答について検討したところ、処分庁に対して申告していた金額以上の収入（●月分収入 [] 円）を得ていたことが判明した。審査請求人の収入額は、最低生活費以上の金額であったことから、審査請求人について

保護を必要としなくなった者であると判断し、法第26条の規定に基づき、同年●月●日付けで保護を廃止した。また、処分庁は、過支給となった保護費について、法第78条の規定に基づく徴収決定を行った（乙7及び乙8）。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、法に基づく保護を受けており、処分庁に対して平成30年2月分の収入申告書を提出したところ、当該収入申告書に記載された必要経費について確認するとの理由で給与明細書の提出を求められた。しかし、給与明細書の内容などは処分庁が調査を行えば分かるものであり、審査請求人が提出する必要はない。処分庁は、以前、保護費を受給する以前に勤務していた会社に対して、収入に関する調査を実施するなど調査権を濫用して個人のプライバシー権を侵害するような行為を行った。処分庁からは謝罪や納得できるような説明はなく、このような処分庁の負担軽減のために協力するつもりなどない。本件処分は、処分庁の負担軽減に協力しないことを理由に保護を必要とする者に対して保護を行わないというものであり、日本国憲法及び法に違反した処分である。
- (2) 処分庁は、給与明細書の提出について、法第27条第1項の規定に基づく指導指示であるとしているが、同条第2項では、指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならないとしている。審査請求人は、処分庁に対して毎月、収入の申告を行っており、必要最低限度の義務は果たしており、処分庁が行った法第27条第1項の規定に基づく指導は違法である。

2 処分庁の主張

- (1) 生活保護制度は、法第4条で規定されているように補足性の原理に基づいて行われており、この補足性の原理とは、不足分を補うということである。

そして、法第8条は、実際に支給決定する保護の程度は、要保護者の需要を基とし、その者の金銭等で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとしている（乙9）。

- (2) 保護費の支給は、月を単位として前渡しするものであることから、通常、翌月1か月分についてどの程度の扶助を要するかについて、処分庁が推定して、これを決定している。この点、今回の決定は、審査請求人が、その収入について客観性を持った資料である「給与明細書」の提出を拒否したため、処分庁がこれまでの審査請求人からの収入申告の内容等を基に、既に最低生活費と同程度の収入を得ているものと推定し、平成30年4月分の扶助として補う金銭はないと判断したものである。

なお、この決定はあくまでも推定に基づくものであることから、審査請求人から給与明細書等の挙証資料の提出があれば、正確な金額を再計算し、過不足が確認されれば、随時追給等するものであり、このことは審査請求人に対しても説明している。

以上のとおり、本件処分は、法第8条に基づいた処分内容であるため、生活保護の運用としては適切である。従って、日本国憲法はもとより、法の規定に抵触するものではない。

- (3) また、法第27条第1項の規定に基づく指導指示は、厚生省社会・援護局長通知によると、「次官通知第8-1による収入申告を行わないとき」に行うとされている（乙10）。そして、次官通知第8-1によると「収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成のために必要な場合においては、書面により行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。」とされている（乙11）。また、厚生労働省社会・援護局保護課長通知では、証明すべき資料について「収入申告書には収入の種類、金額又は求職活動の状況を正確に記載させるとともに、その内容を挙証する

給与明細書又は求職状況報告書等の添付が必要」とされている(乙12)。処分庁が行った法第27条第1項に基づく指導指示の内容は、既に就労している審査請求人に対して、これらの規定に基づき収入の内訳等を把握するため、給与明細書の提出を求めたものであり、生活保護の指導指示として適切である。

第4 理由

1 本件に係る法令の規定等

- (1) 法第25条第2項、第27条第1項及び法第61条(後述)等の規定により処理することとされている事務は、第1号法定受託事務とされている(地方自治法第2条第9項第1号、第10項、別表第1の「生活保護法」の項)。
- (2) 保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる(法第4条第1項)。
- (3) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとする(法第8条第1項)。また、前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない(同条第2項)。
- (4) 保護の要否及び程度の決定について、処理基準(厚生労働大臣がその所管する法に係る都道府県及び市町村の法定受託事務(上記(1)参照)の処理について、都道府県及び市町村が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準。地方自治法第245条の9第1項及び第3項。以下同じ。)として、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「次官通知」という。)があり、その第10では、保

護の要否及び程度は、原則として、最低生活費と収入として認定された額（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定し、収入充当額が最低生活費に満たない場合にその不足分を扶助するものとされている。

- (5) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、すみやかに保護の実施機関にその旨を届け出なければならない（法第61条）。
- (6) 収入申告の時期等について、処理基準として、昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）があり、その間（第8の55）では、収入に関する申告は、法第61条により被保護者の届出義務とされていることから、つとめて自主的な申告を励行させる必要があり、また、収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断される者には、就労による収入の有無にかかわらず原則として毎月行わせることとされている。
- (7) 収入の認定について、次官通知の第8の1(3)では、収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、書面で行わせ、その際、これら事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させることとされている。
- (8) 収入申告等の徴取について、平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（以下「平成18年保護課長通知」という。）があり、そのIの3(1)では、収入申告は、原則として文書により行わせる必要があり、収入申告書には、収入の種類、金額又は求職活動の状況等を正確に記載させるとともに、その内容を挙証する給与明細書等の添付が必要であるとされている。
- (9) 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる（法第27条第1項）。
- (10) 保護受給中における指導指示について、処理基準として、昭和38年4月1

日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）があり、その第11の2(1)キでは、次官通知第8の1による収入に関する申告を行わないときは、法第27条による指導指示を行うこととされている。

- (1) 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第25条第2項）。

2 本件処分に対する判断

- (1) 審査請求人は、本件処分が給与明細書等の挙証資料の提出がないことを理由に保護が必要な者に対して保護を行わないとする処分であり、違法であると主張する。

保護の要否及び程度は、次官通知の第10において、原則として、最低生活費と収入充当額との対比によって決定し、収入充当額が最低生活費に満たない場合にその不足分を扶助するものとされている。また、法第25条第2項では、保護の実施機関は、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

この点、処分庁は、審査請求人から給与明細書等の挙証資料の提出がなく、最低生活費と比較する収入充当額について正確に把握できないことから、これまでの審査請求人からの収入申告の内容等を基に、既に最低生活費と同程度の収入を得ているものと推定し、平成30年4月分の扶助として補う金銭はないと判断し、挙証資料の提出が行われれば過不足について追給等の措置を取ることが前提として本件処分を行っている。

これについて、保護の程度は原則として最低生活費と収入充当額との対比によって決定し、収入充当額が最低生活費に満たない場合にその不足分を扶助するものとされているから、具体的に収入充当額をいくらとするのか算定すべき

査により給与額の照会をかけたがデータ締切日現在において回答がきていないこと」については、確定額をもって収入認定できない理由にはなり得るが、4月分保護費を非計上とする理由にはなり得ないものである。

また、「(平成30年)2月分生活保護費の受け取りがなく、未支給の生活保護費が累積していく恐れがあること」についても、4月分保護費を非計上とする理由にはなり得ないものである。

以上のように、本件処分は法令及び処理基準に則して適正に行われたものとは言えず違法であると言わざるを得ない。

- (2) 上記(1)のとおり、本件処分は最低生活費と収入充当額との対比によって決定すべきとされている保護の程度について、最低生活費と収入充当額との対比によらず保護の程度を0円とする保護変更決定をしたものであるが、本件処分に至る経緯を見ると、給与明細書など収入に関する挙証資料の提出を求める法第27条に基づく処分庁の指導に従わなかったという事実がある。

また、挙証資料の提出が行われれば追給等の措置を取ること、すなわち生活保護費の計上の停止を解除することを前提に本件処分を行っていることや本件処分通知に挙証資料の提出を求める文言が記載されていることから、被保護者が指導指示に従う義務に違反した場合に、指導指示に従わせるために行うことができるとされている法第62条第3項に基づく保護変更決定と同等の効果が生じている。

法第62条第3項の規定に基づく保護の変更決定は、文書による指導指示や弁明の機会の付与など所定の手続きを経て行うこととされており、本件処分のような保護変更決定が認められると、指導指示に従う義務に違反した場合に不利益処分を行うには所定の手続きを経て慎重に行うよう規定した法の趣旨に反することとなり、この点からも本件処分のような取扱いは認められない。

- (3) なお、審査請求人は、平成30年2月分の収入申告書の提出に関し、処分庁から挙証資料として勤務先の給与明細書の提出を求められたが、処分庁が法に

基づく調査を実施すれば足りることであり、審査請求人自らが提出する必要はないと主張する。

しかし、収入に関する申告は、課長通知の間（第8の55）において、法第61条により被保護者の義務として、つとめて自主的な申告を励行させる必要があるとともに、就労可能な者と判断される者には、原則として毎月これを行わせることとされている。また、次官通知の第8の1(3)では、収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、書面で行わせ、その際、これら事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させることとされている。

こうしたことを踏まえると、審査請求人が提出した収入申告書には必要経費の内訳等が記載されていなかったことから、審査請求人の収入額等を正確に把握することができないとして、審査請求人に対して給与明細書等の挙証資料の提出を求めたことは、課長通知の間（第8の55）及び次官通知の第8の1(3)に従ったものであり、平成18年保護課長通知に則った取扱いであると考えられる。

- (4) この他、審査請求人は、処分庁が給与明細書等の挙証資料を提出するよう法第27条第1項の規定に基づく指導指示を行ったことは、同条第2項の規定に基づく必要の最小限度を超えたものであり、違法であると主張する。しかし、上記(3)のとおり、収入に関する申告は、法第61条により被保護者の届出義務とされていることから、審査請求人から給与明細書等の挙証資料の提出がなかった場合に、処分庁が審査請求人に対して給与明細書等の挙証資料の提出を求めたことは、必要の最小限度を超えたものとはいえない。

したがって、処分庁が本件指導指示を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

- 3 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

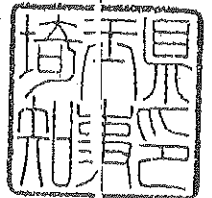
4 主文が審理員意見書と異なることとなった理由

審理員意見書においては、「処分庁は、審査請求人から給与明細書等の挙証資料の提出がなく、最低生活費と比較する収入充当額について正確に把握できないことから、保護費を算定することが困難な状況となっていたものと考えられる。そこで、挙証資料の提出が行われれば過不足について追給等の措置を取ることを前提として本件処分を行っているが、これは、保護の適正な実施という観点から、必要やむを得ない措置であると考えられ、処分庁のこの判断は妥当なものであったと認められる。したがって、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。」としている。

しかし、上記2(1)のとおり、審査請求人から提出された収入申告書を基に保護費を算定することは可能であり、保護費を算定することが困難な状況となっていたとは認められない。

また、上記2(2)のとおり、仮に保護費を算定することが困難な状況であったと認められるような状況であったとしても、保護の適正な実施という観点だけで保護費を非計上とする保護変更決定はできないものである。

このため、審理員意見書の結論とは異なる判断となったものである。



第5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

平成31年3月1日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司

